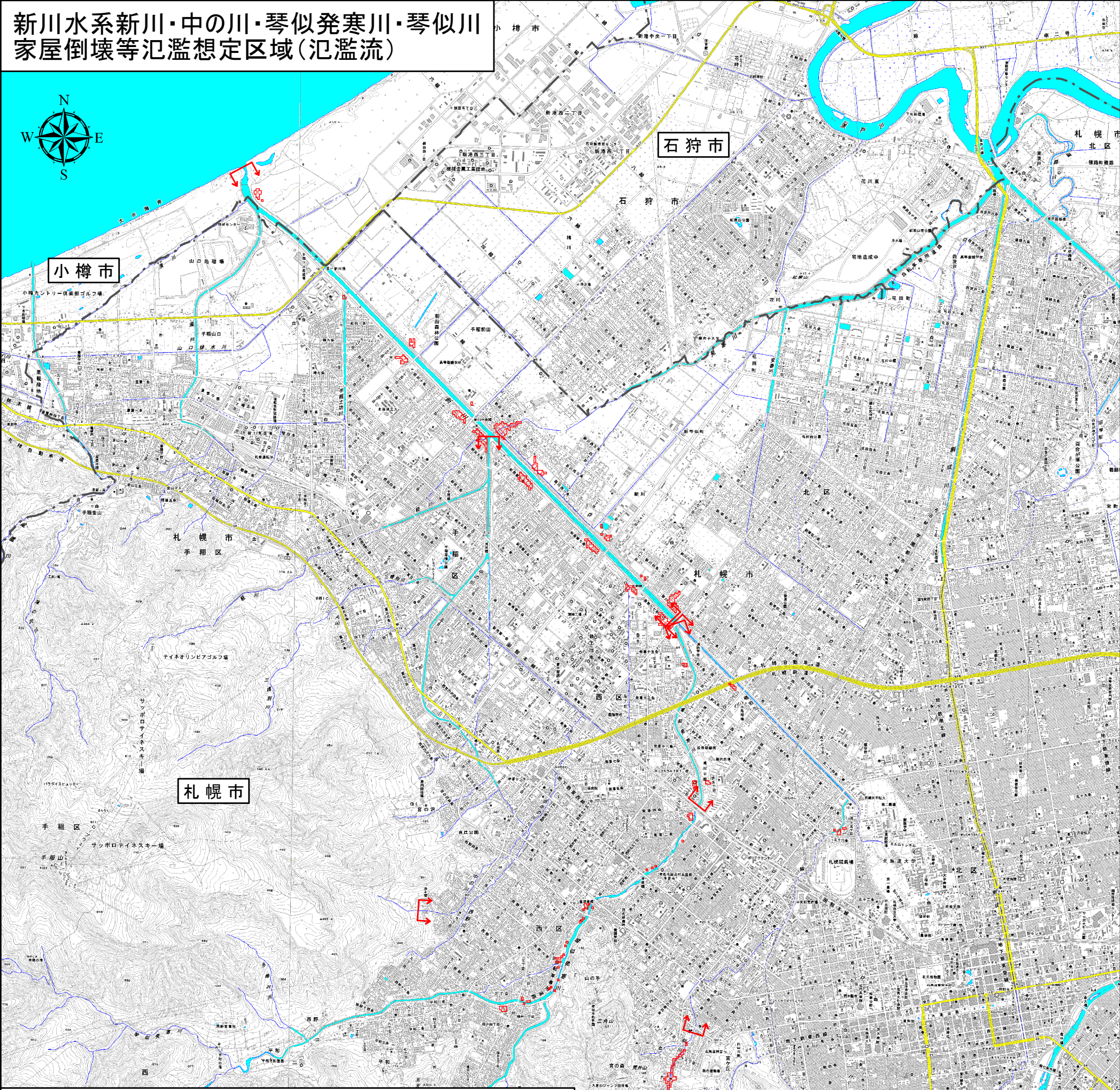


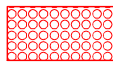
新川水系新川・中の川・琴似発寒川・琴似川
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)



1. 説明文
- (1) この図は、新川水系新川・中の川・琴似発寒川・琴似川の水位周知区間について、家屋倒壊等を
もたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定時点の新川・中の川・琴似発寒川・琴似川の河道及び洪水
調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により新川・中の川・琴
似発寒川・琴似川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの
前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この
家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があ
ります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊
等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更
地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安で
あることに留意してください。

2. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道空知総合振興局
- (2) 指定年月日 令和4年12月9日
- (3) 告示番号 北海道公報第364号
- (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
- (5) 対象となる水位周知河川
- ・新川水系新川（実施区間）
左岸：札幌市西区発寒16条2丁目917番4地先の琴似発寒川合流点から海まで
右岸：札幌市北区新川3条14丁目595番31地先の琴似発寒川合流点から海まで
 - ・新川水系中の川（実施区間）
左岸：札幌市西区西野688番4地先から新川合流点まで
右岸：札幌市西区西野8条10丁目697番1地先から新川合流点まで
 - ・新川水系琴似発寒川（実施区間）
左岸：札幌市西区発寒10条1丁目地先の市道寒月橋下流端から新川合流点まで
右岸：札幌市西区八軒4条西6丁目95番20地先の市道寒月橋下流端から新川合流点まで
 - ・新川水系琴似川（実施区間）
左岸：札幌市中央区宮の森2条11丁目29番1地先の市道橋下流端から新川合流点まで
右岸：札幌市中央区宮の森2条11丁目26番1地先の市道橋下流端から新川合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 新川流域の24時間総雨量473mm
- (7) 関係市町村 札幌市、石狩市、小樽市

凡 例

 家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)

 市町村界

 浸水想定区域の指定の
対象となる水位周知河川